

令和8年度岡山県循環型産業クラスター形成促進事業委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度岡山県循環型産業クラスター形成促進事業

2 業務の目的及び概要

本業務は、県内の産業廃棄物等の利活用及び事業化を推進することにより、循環型社会の形成促進と県内環境産業の振興を図ることを目的としており、資源化を創出する新技術・新規事業創出に係る研究を推進するとともに、技術シーズと各種ニーズの企業間マッチング等事業化に向けた支援体制を構築し、実施するものである。

3 業務の内容

(1) 環境産業支援コーディネータの配置

本業務に関する技術・市場の動向等に係る情報を有する者を環境産業支援コーディネータとして配置し、2に記載する目的の範囲内で以下の業務に従事させる。

ア) 環境産業推進員と連携した、ニーズ・シーズに基づくマッチングの実施

(マッチング件数：年40件程度)

イ) 中四国環境ビジネスネットの運営

ウ) 地域ミニエコタウン事業（循環型社会形成推進モデル事業）に係る事務

エ) エコプロダクツ製品化支援事業に係る事務

オ) その他県が実施する事業の啓発活動

(2) 環境産業推進員の配置

本業務に関する技術・市場の動向等に係る情報を有する者を環境産業推進員として配置し、2に記載する目的の範囲内で以下の業務に従事させる。

ア) 企業、大学等の訪問によるニーズ・シーズの情報収集及びニーズ・シーズを基にしたマッチングの実施（マッチング件数：年40件程度）

イ) 中四国環境ビジネスネットの運営補助

ウ) 地域ミニエコタウン事業（循環型社会形成推進モデル事業）に係る事務補助

エ) エコプロダクツ製品化支援事業の事務補助

オ) その他県が実施する事業の啓発活動

(3) 中四国環境ビジネスネットの運営

中四国環境ビジネスネットを運営するため、以下の業務を行う。

ア) 中四国環境ビジネスネット委員会の開催・運営

イ) 関連会議の開催・運営

・循環型産業の振興に向けたプロジェクト創出に繋がる、専門家及び企業等の連携を促進するプロジェクト会議等の開催（年2回程度）

・関係者を一堂に集めたフォーラムの開催（年1回）

ウ) 中四国環境ビジネスネット参加者の拡大に必要な業務

エ) 技術シーズや各種ニーズ情報、県施策等に関する情報収集や提供

・メールマガジンの発行（月1回程度）

・循環型産業クラスター形成促進事業に関する情報を掲載したホームページの運営

オ) 県内関連企業等の新技術、新商品を広くアピールする場の確保

カ) その他、会の開催運営に必要な業務

(4) 地域ミニエコタウン事業（循環型社会形成推進モデル事業）の推進

循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する制度「地域ミニエコタウン事業」について、以下の業務を行う。

- ア) 関係パンフレットを作製しての普及啓発及び事業の募集
- イ) 事業承認申請の相談受付
- ウ) 事業承認申請に係る事前協議の実施
- エ) 資源循環推進事業承認審査委員会の開催運営

(5) エコプロダクツ製品化支援事業の推進

循環資源を活用した、競争力ある新たな製品の開発を支援する制度である「エコプロダクツ製品化支援事業」を推進するため、以下の業務を行う。

- ア) 制度周知
- イ) 事業申請の相談

4 業務に係る留意事項

- (1) 令和8年4月中に業務実施年間スケジュールを作成し、県の了解を得ること。当該スケジュールを変更する必要がある場合には、その都度県の了解を得ること。
- (2) 本事業における方針等の確認や情報交換等を行うための打ち合わせを、月1回以上開催すること。なお、参加者は、本事業受託者、環境産業支援コーディネータ、県の担当職員とする。
- (3) 各種会議やフォーラムなど行事の実施ごとに、実施状況について県に報告すること。
- (4) 委託事業の実施に際して知り得た事実又個人情報をみだりに他（県を除く第三者）に漏らしてはならない。

5 実績報告書等の提出

委託業務終了後、速やかに別途示す実績報告書及び収支決算書を県へ提出すること。

6 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

7 委託限度額

19,146,936円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。